

令和3年度東海北陸厚生局

各養成施設等に対する指導調査の結果等について

1 指導調査について

(1) 指導調査の目的について

東海北陸厚生局が管轄する各養成施設等[※]の指導調査は、定期報告等に基づく指導（書面審査）に加え、現地において指定基準に係る関係法令等の遵守状況を確認し、課題の把握並びに解決に向けた指導・助言等を行うことで、各養成施設等の適正な管理・運営に資することを目的としています。

※ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、栄養士、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は大学等文部科学省と共管のものに限る。）

(2) 指導調査の実施方法について

指導調査は、在校生に係る授業実施等の確認を行っています。調査を実施するに当たり、事前提出資料として「教育課程表」や根拠規定等を示した「自己点検表」に係る点検結果の提出をお願いしています。

「自己点検表」については、東海北陸厚生局のホームページに掲載しており、各養成施設等にて定期的な自己点検を実施し、適正な管理・運営をお願いしています。

2 管内の状況について

令和3年度の東海北陸厚生局管内における養成施設数（指定数）は、98校115課程です。そのうち、指導調査の対象となる課程数は、社会福祉に関する科目確認の申請校等を除き、72校75課程となっています。

3 指導調査の結果について

(1) 実施課程数等について

令和3年度に実施した指導調査の対象課程数は12課程です。内訳は表1のとおりです。

(表1) 令和3年度指導調査対象課程数

職種	あん摩マッサージ 指圧師・はり師・ きゅう師	栄養士・ 管理栄養士	介護福祉士	合計
課程数	1	5	6	12

(2) 指摘（行政指導）事項数及び指摘内容の状況

ア. 指摘事項について

調査対象となった各養成施設等に対し、指導調査終了後、結果を通知しています。結果の内容は「文書指摘」と「口頭指導」に分け、「文書指摘」は養成施設指定規則以上の違反がある場合、「口頭指導」は指導要領、設置及び運営に係る指針等の通知に違反がある場合を主としています。

なお、東海北陸厚生局では指摘及び指導内容の傾向を踏まえ、7項目に分類しています。詳細は、表2のとおりです。

(表2) 各項目の主な指摘及び指導内容

項目	主な指摘及び指導内容
学則に関する事	学則の記載内容が不明瞭、記載不備など
学生に関する事	入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など
教員に関する事	専任教員の未配置、無資格教員による授業など
教育に関する事	学則に定めた授業時間数の不足など
施設設備に関する事	設備、備品等の整備状況の不備など
管理運営に関する事	記録文書の整備状況の不備など
手続に関する事	変更承認又は届出の未提出など

イ. 指摘内容について

令和3年度に実施した指導調査の結果、指摘件数は17件でした。内訳は表3のとおりです。

(表3) 指摘事項の内訳

令和3年度	学則	学生	教員	教育	施設設備	管理運営	手続	合計
文書指摘	0	0	4	0	0	0	0	4
口頭指導	1	1	2	4	1	3	1	13

(3) 各養成施設等への主な指摘事項

ア. 「学則」に関すること

【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

- ・ 学則に明記すべき専任教員の定員や生徒納付金に係る規定が明記されていないかった。

イ. 「学生」に関すること

【栄養士】

- ・ 入学定員を超過して学生を受け入れていた。

ウ. 「教員」に関すること

【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

- ・ 資格要件を満たしていない教員が配置されていた。

【栄養士】

- ・ 専任教員の人数が規定の人数を満たしていなかった。

【管理栄養士】

- ・ 資格要件を満たしていない教員が配置されていた。
- ・ 専任の助手の人数が規定の人数を満たしていなかった。
- ・ 他に常勤の職を有している状態の専任教員が確認された。

【介護福祉士】

- ・ 領域「介護」を担当する専任教員の一部が、専任教員課程修了者等でなかった。

エ. 「教育」に関すること

【栄養士】

- ・ 校外実習に関する記録について、実習施設指導者の記載内容に生徒への具体的な指導内容が記載されていなかった。

【介護福祉士】

- ・ 介護実習評価表について、実習期間や評価に係る部分の一部記載漏れがあった。
- ・ 介護実習に係る教員の巡回記録について、生徒への具体的な指導内容が記載されていなかった。

オ. 「施設設備」に関すること

【管理栄養士】

- ・ 給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分が明確にされていなかった。

カ. 「管理運営」に関すること

【介護福祉士】

- ・ 医療的ケアの演習について、評価票の記載が不明瞭で規定回数以上の演習を実施したかの判別ができなかった。
- ・ 学生が記載する実習日誌と実習施設が証明する介護実習出席簿について、実習の開始・終了時間の相違や、実習日誌において終了時間の記載漏れがあった。

キ. 「手続」に関すること

【介護福祉士】

- ・ 変更後1月以内に届出が必要な教員に係る届出及び実習施設に係る届出がされていなかった。

(4) 指摘事項に対する改善状況等

今年度の指導調査時に指摘した事項については、改善報告書が提出され、改善が図られています。